

天保陸奥国津軽領絵図の表現内容と郷帳

尾崎 久美子

- I. はじめに
- II. 天保陸奥国津軽領絵図の年代推定
- III. 天保陸奥国津軽領の郷帳と国絵図の関係
 - (1) 陸奥国津軽領郷帳の内実
 - (2) 郷帳と郷村高帳の記載の相違
 - (3) 郷帳と国絵図の関係
- IV. 天保陸奥国津軽領絵図の作成段階と表現内容
 - (1) 弘前藩の絵図作成動向
 - (2) 天保陸奥国津軽領絵図の作成段階
 - (3) 下図と清絵図における表現内容の相違
 - (4) 天保陸奥国津軽領絵図作成に対する弘前藩の意図
- V. おわりに

I. はじめに

江戸幕府は、慶長・正保・元禄・天保などの数度にわたって諸大名に国絵図の提出を求めた¹⁾。しかし、現在これらの清絵図はほとんどが散逸し、わずかに元禄国絵図（以下、元禄図）8葉と天保国絵図全国83葉（その他に重複が36葉で、計119葉、以下、天保図）が国立公文書館内閣文庫（以下、内閣文庫）に残るのみである。これら内閣文庫に所蔵されている国絵図ならびに郷帳は、昭和58年に国の重要文化財に指定されたため²⁾、現在は原本の閲覧が停止されている。このため天保図は内閣文庫に全国分が揃っているにもかかわらず、

他期の国絵図に比べてその研究は遅延している。それは、国絵図掛藩（以下、掛藩）により幕府勘定所へ提出された天保図が、あくまで元禄図に懸紙（掛紙）を貼っただけの簡略な絵図であったと考えられていること³⁾、この幕府に提出した懸紙修正図（以下、提出図）に至るまでの下図が確認できなかったこと、清絵図の閲覧が停止されていることなども理由と思われる。

とはいえ、天保図に関する研究は、福井保の『天保国絵図武蔵国』解題、ならびに内閣文庫所蔵の国絵図の紹介⁴⁾、海野一隆による天保図の仕上げ費用見積書の紹介⁵⁾などを端緒とする。この後、川村博忠⁶⁾や藤田覚⁷⁾らは藩側に残る文書や下図を使い、天保図の様式・内容や作成過程を明らかにし、後の天保図研究の基礎を築いた。

川村、藤田の研究に対し、複数の藩・旗本領が錯綜した非領国における国絵図改訂事業の研究が等閑視されていることを指摘した小野田一幸は、近江国を事例に村段階における改訂調査の実例を検証した⁸⁾。杉本史子は幕府側の史料を用いて、天保郷帳・国絵図改訂事業の概略を明らかにするとともに、武蔵国の事例を中心として、幕府代官・藩が配下を廻村させ、入念な調査を行ったことを明らかにした⁹⁾。福島雅蔵は非領国における領主の指令と在地村落側の対応を検討した¹⁰⁾。

これらの先行研究から、天保郷帳・国絵図

キーワード：国絵図，天保，弘前藩，津軽，郷帳

作成事業では、複数の大名・旗本領が錯綜する関東や畿内に多い非領国と、それ以外の一国を複数の領主が支配、あるいは一領主が一円支配する国では、変地調査に精粗が認められることが明らかとなっている。非領国においては天保郷帳・国絵図改訂に関する地方文書や絵図が豊富に残り、郡・村レベルでの作成過程の研究が蓄積しつつあるといえる。

一方で、非領国以外における天保図の作成過程の研究は、干川明子が天保上野国絵図の控図の記載を検討・記録し、元禄図や天保郷帳との比較を行った¹¹⁾ 以外は、文書史料による分析にとどまっている¹²⁾。文書史料による検討では幕府と掛藩の交渉の経緯と、およその絵図の作成過程は明らかになるが、提出に至るまでに絵図が具体的にどのように修正を重ねられたかは不明である。したがって、文書史料のみではなく、幕府提出図ならびに下図の記載内容を比較検討し、何をいかに直したか、すなわち掛藩の具体的な天保図作成過程を明らかにすることによって、掛藩の天保図作成の意図を考察する必要がある。また、先行して作成された郷帳が国絵図にどのように反映されたかも十分に検証する必要がある。

そこで本研究では、幕府勘定所が作成した清絵図と、掛藩が作成した幕府提出図と下図の表現内容、ならびに郷帳と文書の分析を通して、天保図をめぐる掛藩の具体的な絵図作成過程を明らかにし、掛藩の天保図作成の意図と幕府の対応を考察することを目的とする。このためには、天保図の下図が複数確認でき、内閣文庫所蔵の幕府勘定所が作成した清絵図の鮮明な写真版¹³⁾ が得られねばならない。この条件をみたす事例は、陸奥国津軽領のみである¹⁴⁾。そこで、本研究では天保陸奥国津軽領絵図を研究対象とした。また、国絵図の研究は地図史研究の枠組みに留まらず、国絵図作成の幕命が出された時代の政治的背景との関係を考察していく必要がある。

天保図の場合、寛政期以降の北方情勢との関連が重要と考えられ、この点でも弘前藩作成の陸奥国津軽領絵図を対象とする意義がある。

II. 天保陸奥国津軽領絵図の年代推定

国絵図は一国一葉に仕立てるのが原則であったが、国域が広い陸奥国は国絵図が分割して作成された。陸奥国津軽領絵図は分割作成された陸奥国絵図のうち津軽氏が支配する津軽地方を描いた絵図である。現在、江戸幕府の国絵図改訂事業にともない作成された陸奥国津軽領絵図は17葉が確認できる(表1)。

これまでは国絵図の現存の把握が困難であったためか、従来の陸奥国津軽領絵図に関する研究は、おもに文書史料によって進められた。近年では青森県立郷土館、青森県史編さん室、弘前市史編さん室による絵図調査が開始され、絵図と関連文書の現存確認などの成果が蓄積されつつある¹⁵⁾。これらの成果には、各期の津軽領絵図の特色も含まれており、参考となる。しかし、天保図に限定すれば、内閣文庫の清絵図や国文学研究資料館史料館(以下、史料館)¹⁶⁾の提出図の写を含めての検討が行われておらず、一部誤った認識¹⁷⁾も含まれている。また、弘前藩が天保図改訂の幕命を受ける以前に作成した独自の絵図である可能性も残る。そこで本章では、絵図に描かれた表現などから、弘前藩旧蔵の天保図が幕命により作成された陸奥国津軽領絵図であるか否か、絵図作成年代の推定を行う。

陸奥国津軽領においては天保図改訂にともなって作成されたと考えられる4葉の絵図(No.13~16)が確認できた。これら4葉の絵図はあくまで清絵図であるNo.17と近似した記載内容を持つことを確認しておきたい。まず注目しなければならないのは「大筒臺場」の表現である。大筒臺場は津軽領沿岸部の重

表1 江戸幕府撰陸奥国津軽領絵図とその関連絵図の一覧

(2002年2月現在)

No.	名称	所蔵機関	寸法	年代[]は推定	備考
No.1	御郡中絵図	弘前市立図書館 津軽家文書TK290.3-3	360×433	[正保]	慶安年中(1648-1651)写か
No.2	陸奥国津軽郡之絵図	青森県立郷土館	392.5×487.1	[正保]	貞享2年(1685)写, No.1と同所で保管
No.3	津軽領画図	弘前市立図書館 津軽家文書M18	470×400	[正保]	安永8年(1779)購入写
No.4	奥州南部拾郡之図 下	東北歴史博物館	121.5×145	[正保]	黒川真道蔵書印, (上)と一組 縮写図, 近代以降の写か
No.5	津軽領秋田領縁絵図	秋田県公文書館 A290-114-76	132×342	元禄14年(1701)	
No.6	津軽領境図	盛岡市中央公民館 28・8-87	-----	元禄14年(1701)	
No.7	津軽領境図	盛岡市中央公民館 28・8-88	-----	元禄14年(1701)	
No.8	津軽領境津軽方絵図	盛岡市中央公民館 28・8-89	-----	元禄14年(1701)	
No.9	津軽境図	盛岡市中央公民館 28・8-90	-----	元禄14年(1701)	
No.10	津軽領境津軽方図	盛岡市中央公民館 28・8-92	-----	元禄14年(1701)	
No.11	津軽領境津軽方図	盛岡市中央公民館 28・8-93	-----	元禄14年(1701)	
No.12	陸奥国津軽郡絵図	国文学研究資料館史料館 30M-2	345×426	未詳 [元禄~天保か]	元禄以降~天保以前に作成 か
No.13	陸奥国津軽領絵図	弘前市立図書館 津軽家文書M19	55×	[天保]	
No.14	陸奥国津軽領絵図	弘前市立図書館 津軽家文書M20	55×	[天保]	
No.15	陸奥国津軽領絵図	弘前市立図書館 津軽家文書M21	55×	[天保]	
No.16	御国絵図写(切図)	国文学研究資料館史料館 津軽家文書2178	54.5×	天保8年(1837) 5月29日	箱収納「天保八丁酉年五月廿 九日被差出候御国絵図面写」
No.17	天保国絵図陸奥国津軽	国立公文書館内閣文庫 特083-0001	440×371	天保9年(1838) 5月	

注) ----- は原本未調査を意味する。No.13~16は巻ごとに長さが異なるため縦幅のみ記載した。

(秋田県公文書館『所蔵古文書目録第3集/絵図目録』、国立公文書館『内閣文庫未刊史料細目上』、国文学研究資料館史料館『史料館収蔵目録第十二集』、東北歴史資料館資料集37『宮城の古地図』、弘前市立図書館『津軽家文書総目録』、盛岡中央公民館『郷土史料目録』より作成)

要な箇所、例えば、青森や龍浜崎、鯨ヶ沢、深浦などに設置されている。『津軽歴代記類』¹⁸⁾によれば、「文化四年(1807)十一月二十六日領分肝要の場所へ台場取建被仰付候」、「文化四年(或ハ十一月二十六日とも)御国元海岸龍浜崎、鷹野崎へ大筒台場取立竝、為沖打船用意之儀、其外肝要之場所へ台場取建、大筒据置候様、中川飛弾守殿先達て見分之節御達ニ付、武器御備向之儀、委細土井大炊頭様へ被成御達候」と記されている。また、文化5年2月の「海辺通武器備調帳」¹⁹⁾によれば、津軽領の海岸に設置されている10カ所の大筒臺場が記されており、これは4葉の絵図に記載される大筒臺場の位置や

数とほぼ一致する。嘉永元年(1848)には平館・藤島辺にも砲台が築造された。しかし、4葉の絵図にはこれらの砲台が表現されていない。このため、大筒臺場の表現では4葉の絵図の作成年代は文化4年以前に遡れず、文化5年以降嘉永元年までの約40年に限定される。

文政6年(1823)3月7日、新田開発の成功により、開発者に恩賞が与えられた。『津軽歴代記類』には、享和初年(1801)から文政年中に新たに開発された村のうち28村の村名が記されている²⁰⁾。28村中17村は絵図・郷帳に記載される村名と完全に一致する。他の11村のうち8村もほぼ同定できた。したがって絵

図に記載された村名から、4葉の絵図は享和初年以降に作成されたと考えられる。

以上のことから4葉の絵図の作成年代は、文化5年(1808)以降、嘉永元年(1848)までの40年間に絞ることができた。弘前藩が幕府勘定所へ提出する絵図を作成したのは天保7年(1836)から8年にかけてであり、推定される期間内である。また、40年間に弘前藩が独自に絵図作成を行ったという記録が残されていないこと、弘前藩が先に幕府勘定所へ提出した郷帳の村数と絵図に描かれた村数が一致すること、4葉の絵図の記載内容が清絵図に近似し、後述するが段階を踏んで作成されていることから、4葉の絵図は幕府の天保図改訂に伴い作成されたと考えられる。

Ⅲ. 天保陸奥国津軽領の郷帳と国絵図の関係

(1) 陸奥国津軽領天保郷帳の内実

天保期は従来の国絵図・郷帳改訂事業とは異なり、国絵図改訂に先立って郷帳の改訂が行われ、実高記載が要求された。川村博忠が指摘するように、増加率が最も高い長門の142.9%から最も低い薩摩・大隅・琉球の0%まで²¹⁾ 国による格差が大きい。陸奥国の一領である津軽領の場合、正保から天保郷帳の石高増加率は、正保期から元禄期にかけての石高増加が1%にも満たないのに対し、元禄から天保期にかけての増加率は、68ヶ国中最も高い数値を示した長門をはるかに越える207%の増加率を示している。問題は陸奥国津軽領分の天保郷帳に記載されている石高が、はたして天保当時の陸奥国津軽郡における生産力の実態を示すものであったかである。

弘前藩の郷帳については、すでに浅倉有子が国絵図調進に伴って作成された郷帳、及び朱印改時に提出された各郷帳の分析を行い、その作為性を明らかにしている²²⁾。浅倉は、高直し後の天保5年郷帳では、別免高を各村

高に反映させようとしたこと、新田高を明細に書き上げたこと、他郡の村が一緒に書き上げられたこと等、従来の国絵図附属郷帳の枠をこえて、より実体に即した高の把握が試みられたが、やはり現実を反映しえず、作為された数値にとどまったと述べている。また、天保の両郷帳(天保5年、9年)の各村高は、宝永8年(1711)作成の宝永郷帳の村高を基準として算出されたことも指摘している。

最終的に幕府勘定所に受理された弘前藩の郷帳は、操作が行われていたという点で、浅倉の分析のごとく天保当時の弘前藩の実高を表示しているとはいえないであろう。弘前藩が幕府勘定所に最初に提出した郷帳の下帳は、総計284,742石2斗であった。この値は、天明の朱印改時に提出された郷帳に記載されている総計よりも42,388石3斗8升、313村多く書き上げられている。しかし、幕府より天保期の新田の明細、及び天明以後の亡所の減高分も計上するよう指示があり、幕府の意向に沿って、総計はさらに増え、376,239石8斗7升となった²³⁾。この高は、幕府勘定方本田伝十郎や幕府御調掛岩田鉄三郎との内談を経て、天保5年12月、郷帳の下帳は総計317,633石8斗7升で受理された。本来、宝永郷帳に記載された村数はそのままに、総高の操作のみをすべきところ、宝永郷帳に記載されていない新たな313村を書き加えて天保郷村高帳を作成した点に、弘前藩にとっての天保図・郷村高帳改訂の意味が隠されていると思われるのである。

(2) 郷帳と郷村高帳の記載の相違

内閣文庫所蔵の天保郷帳原本と、大名などが提出した郷帳(ないしは控帳)は、その記載内容が異なっていることは、すでに指摘されている²⁴⁾。事実、弘前藩が幕府に提出した「陸奥国津軽郡一圓伊達郡之内郷村高帳」²⁵⁾(以下、郷村高帳)と内閣文庫に所蔵されている陸奥国津軽郡分の郷帳である『陸奥国郷帳

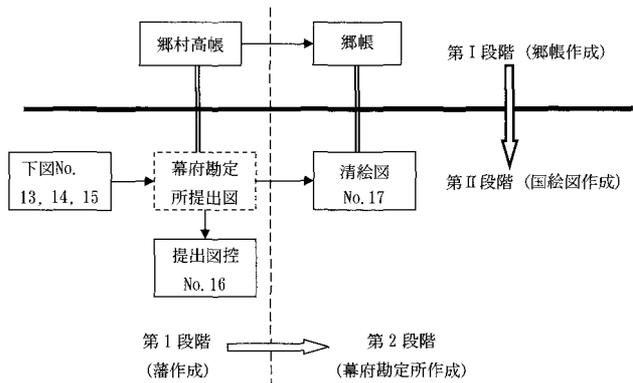
七』²⁶⁾ (以下、郷帳)には差異がみられる。浅倉²⁷⁾も指摘したように、郷村高帳では伊達郡秋山村を含めた総高の記載が行われており、国郡の枠を越えて書き上げられている。これに対し、郷帳では津軽郡のみの記載となっており、郷村高帳から郷帳の総高を引いた差は、伊達郡秋山村の村高に一致する。しかし、郷村高帳に示された村数は伊達郡秋山村を含む842村であるが、郷帳では秋山村を含まないにもかかわらず843村と記載された。すなわち、幕府は陸奥国津軽郡の村数を2村増やしたのである。

「御国高郷村帳調方決書」²⁸⁾によれば、元禄時に存在した中師村と黒土村を天保の郷村高帳では記載しなかったため、勘定所より下問があり、2村は潰村になったと返答したところ、郷村高帳に記載するようにとの指示があったと記されている。郷村高帳では、末尾に中師村と黒土村をあげ、元禄陸奥国津軽領郷帳写の記載と同様の村高を記したが、天保時には存在しない村として、陸奥国津軽郡の村総数には含めなかった。これに対し郷帳では、中師村と黒土村の村高を「山成亡所」とし、陸奥国津軽郡の村として数えている。さらに、郷村高帳の村名の記載順は宝永郷帳の書き上げ順と一致することが指摘されているが²⁹⁾、郷帳は郷村高帳の村名記載順とは全く一致しない。むしろ、郷帳は元禄郷帳の村名記載順を踏襲しており、途中で新しい村名を割り込ませて記載された。すなわち、幕府はあくまで元禄郷帳を基礎として天保郷帳を作成したのである³⁰⁾。なお、天保陸奥国津軽郡の絵図・郷帳・郷村高帳では枝村の記載が一村も存在しないことも特徴である。

(3) 郷帳と国絵図の関係

次に、郷帳や郷村高帳に記載された村が国絵図上でどのように記載されているかを検討する。天保図では元禄図写 (No.13) に対して、約500村多く村形が描かれることになった。これにともない五所川原村、唐笠柳村、金山村などの元禄期以前から存続していた村であっても、No.13で最初に描かれた (元禄国絵図写、以下元禄図写) のとは異なる位置に表現された村も存在する。No.13の絵図において村名変更や位置異同のある村、及び天保図において初出の村は直接絵図に書き込んで修正される。また、村が大幅に増加した箇所は一村一枚ずつ懸紙で修正するのではなく、変更箇所を被うように切り抜いた懸紙上に数十ヶ村をまとめて記載した。村はNo.13~16の下図ではほぼ同位置に描かれるが、清絵図では村形の位置が下図とは微妙に異なる位置に描かれる事例もある。

下図で記載された村名は、必ずしも郷帳・



【時系列順】

I-1 → I-2 → II-1 → II-2

——— 対応関係 (村数・村名など) を示す

→ それを基に作成されたことを示す

図1 天保陸奥国津軽領絵図と郷帳の対応関係

注) 陸奥国津軽領絵図の場合、絵図に郷村高帳・郷帳に記載されない村が描出されることがないため、村数がそれぞれの帳に対応する。しかし、郷帳に記載されていない村が描出されている国の場合、村数は帳に対応していない。第II段階の詳細は図4に示した。絵図番号は表1に対応。

郷村高帳と同一に表記されているわけではない。例えば、「町井村」は郷村高帳・郷帳共に「古者町居村」と記された村であるが、No.13, 14では「町居村」と記され、No.15～17は「町井村」と表記される。また、郷村高帳の記載通りに修正されることもあり、「姥袋村」はNo.13～16では郷村高帳通りに、No.17では「姥ヶ袋村」と郷帳通りに表記されている。すなわち、郷村高帳の村名と下図3葉は必ずしも一致するとは限らず、下図間においても天保以前の村名と天保当時の村名とが入り混じって表記された。しかし、郷帳の村名と清絵図のそれはほぼ一致するため、先に完成をみていた郷帳と、弘前藩が幕府勘定所に提出した図の村名とが異なる場合、幕府は郷帳に記載されていた村名を優先し、郷帳と国絵図の統一を図ったと考えられる³¹⁾ (図1)。

IV. 天保陸奥国津軽領絵図の作成段階と表現内容

(1) 弘前藩の絵図作成動向

弘前藩には天保図改訂にかかわる一件史料が残されておらず、絵図作成の動向は「弘前藩庁日記」³²⁾に断片的に記されているのみである。管見の限りにおいて、「弘前藩庁日記」に天保図に関する事項が記載されるのは天保7年(1836)7月8日の国絵図調方役人の任命からである(表2)。杉本が明らかにした国絵図改訂に関わる指令³³⁾や元禄図写を弘前藩が受け取った年月日を確認できなかったが、国絵図調方役人の任命が7月8日であるから、これ以前に弘前藩は国絵図改訂の幕命を受けているはずである。藤田は東国と西国では絵図の作成の指示が一年間程異なっているのではないかと推測しているが³⁴⁾、西国の薩摩藩は天保6年12月、対馬藩は天保7年12月³⁵⁾、東国である盛岡藩は天保7年4月³⁶⁾、仙台藩は天保7年12月³⁷⁾に指示を受けてお

り、国絵図改訂の通達は東国と西国の時間的遅速ではなく、そもそも全国一斉の幕命ではなかったとみなすべきであろう。

「弘前藩庁日記」に、御渡絵図の写は8月12日に完成したことが記録されている。この後、御国絵図面調方御用懸に任命された釜范伊太郎と七戸勝弥は、8月(釜范:18日, 七戸:24日)調査のため江戸を出立し、国許である弘前に向かった。御国絵図面調方御用懸に任命された経緯は確認できないが、勘定人である一戸忠吉郎もまた御国絵図面調方の御用に携わっており、七戸と一緒に江戸を出立している。七戸勝弥と一戸忠吉郎は、国絵図に先立って改訂された郷村高帳の作成にも関わっていたことが窺える³⁸⁾。津軽領内における調査は、9月上旬から11月上旬位までの約2ヶ月間にわたって行われたらしく、この調査内容を書き込んだ別紙図書が作成されている(11月4日の一条)。国許での調査を終えた七戸と一戸は、11月14日に弘前を出発し、12月5日には江戸に帰着した。

これ以降、詳細な弘前藩の絵図作成動向を知りうることはできないが、No.16が納められた箱表に「天保八丁酉年五月廿九日被差出候御国絵図面写」とあることや、天保8年6月20日に御国絵図面調方御用に携わった役人の褒賞が行われていることから、少なくともこの頃までに、弘前藩は幕府勘定所に天保図作成のもととなる絵図を提出し終えていたものと考えられる³⁹⁾。これは幕府の天保図の仕立が本格化する天保8年8月以前という早い段階での提出であった。

幕府提出以前、天保7年12月から翌8年5月にかけて、弘前藩では津軽領内での調査内容を書き込んだ元禄図写の認め直しを幕府勘定所役人との交渉を経て行ったと推測され(表2, 下線部)、その結果作成されたものがNo.14～16の絵図であろう。この現存する絵図から、幕府に提出した天保図は、弘前藩では懸紙のない修正図であった可能性が高い。

表2 弘前藩における天保国絵図の作成の関係年表

年号	事項
天保7年(1836)	
7月8日(江)	一 今度御国許御絵図面調方被仰付候ニ付、其方儀右御用懸り被仰付候旨、釜范伊太郎七戸勝弥江申遣候之
8月12日(江)	一 勘定人一戸忠吉郎儀、御国絵図面出来御用も仰付罷在候間、此度御国下被仰付候、此旨可被申付之旨勘定奉行江申遣之
9月5日(国)	一 七戸勝弥儀、此度御国絵図面調方御用懸被仰付候ニ付、御国下被仰付候、尤取調出来次第罷登候様被仰付候 一 此度御国許御絵図面調方被仰付候ニ付、釜范伊太郎七戸勝弥儀右御用懸仰付候 一 去春、公邊江御届相济候郷村高帳之御扣帳宍通差上并江戸表御用所江宍通納置候御国許御扣帳者、則此度釜范伊太郎江御預差下候間、其表御用所江御納被置候様、尤先達而御登被成候古御扣帳之儀者、此度御絵図面調方ニ付右之内釜范伊太郎江相渡置候分茂御座候間、右御用相济候處ニ而差下可申候
24日(国)	一 郡奉行勘定奉行申出候、此度御国絵図面公義御書上被仰付候ニ付、右調方手狭之場ニ而出来方相成不申候間、懸合日々詰所之儀三ノ丸御座敷之内拝借申出之通三ノ丸懸役江打合候様申遣之
11月4日(国)	一 郡奉行町奉行申出候、此度御国絵図面御書出被仰出元禄年中御書上之絵図面公義ノ御下ケ之上、當時之地模様ニ書出候様被仰付、七戸勝弥并一戸忠吉郎懸合之上御国下被仰付、爰元ニ而私共懸合被仰付夫々取調候處、別紙図書江書入之通ニ御座候間、前書兩人江御預登之上、 <u>公義御懸合御打合御内御開濟之處ニ而認直之、上御書出可被仰付候哉之儀申出之通被仰付之</u>
10日(国)	一 勘定奉行申出候、七戸勝弥一戸忠吉郎兩人御絵図面御用ニ付立歸り下被仰付罷有申候、然共弥十二日立可被仰付哉左候共、江戸御登千金夫々御都合ニ相成申候間、兩人江御預之上御登を被仰付候様、尤当年柄之道中筋之義ニ御座候間、足輕兩人宰判被仰付候様申出十四日立被仰付候、其外申出之通申付也
天保8年(1837)	
4月18日(江)	一 作事奉行申出候、公邊御届向并諸絵図面認方入用上美濃紙一帖より上西之内紙一帖まで三口渡方之義、申出之通被仰付候様左候ハバ、御入目拾毫之旨附紙之通申付之
6月20日(江)	一 於御料理上之間字膳申渡之覚 銀子式枚 戸澤弥五兵衛 其方儀御領分中絵図面出来方御用懸出精相勤候ニ付、目録之通被下置之 金三百疋 七戸勝弥 別段百疋 其方儀御領分中絵図面出来方取調認方数日骨折相勤候ニ付、目録之通被下置之
	一 勘定小頭一戸忠吉郎儀、先勤之節御領分中絵図面取調向数日骨折相勤候ニ付、目録之通被下置候此旨、可被申渡旨勘定奉行江与左衛門ノ申遣之 但金三百疋別段百疋被下置候
	一 其方倅晴斎儀、御領分中絵図面写方骨折相勤候ニ目録之通被下置候、此旨申付新井晴峯江与左衛門ノ申遣之 但金二百疋被下置候
	一 百川文平儀、右同様之節手伝骨折候ニ付、目録之通被下置候 但金貳百疋被下置候、尤同人儀罷下候ニ付、御国許江申遣候様右筆江申付之
8月3日(国)	一 於芙蓉之間半兵衛申渡之覚 釜范伊太郎 其方儀御領分中絵図面出来方御用懸出情相勤候ニ付、為御賞銀子壹枚被下置之

出典：(江)『弘前藩庁日記(江戸日記)』、(国)『弘前藩庁日記(国日記)』より作成

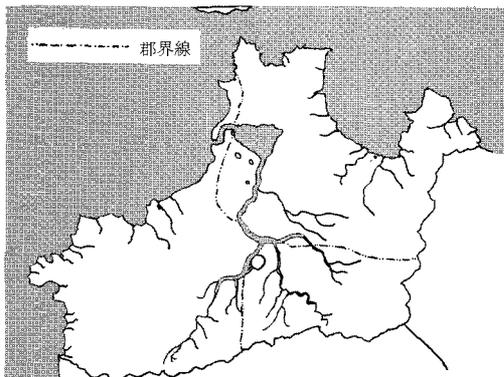
(2) 天保陸奥国津軽領絵図の作成段階

No.13～16までの4葉の絵図は、いずれも津軽領を南北方向に8等分した切図であり、彩色もごく簡略で、村高・郡高表示がない絵図である。弘前市立図書館所蔵のNo.13～15の3葉は、いずれも表装が施され、巻き取った表装の上に「陸奥国津軽領八卷之内巻」などと記され、西から東に向かって8までの番号が付せられている。史料館所蔵の1葉は表装されておらず、薄紙を1巻ごとに巻き取って、箱に納められている。内閣文庫所蔵の清絵図No.17は、幕府紅葉山文庫に収納されていたものとされ⁴⁰⁾、一枚もので、郡高・村高の他、「陸奥国津軽領高村数目録」が記載されている。

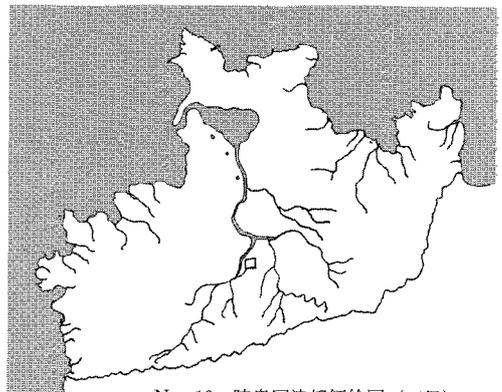
まずNo.13は、唯一懸紙で修正が行われて

いる絵図である。懸紙の他、絵図には明らかに異筆とみられる複数の朱字や墨字が直接書き込まれている。表2の二重下線部にみられるように、天保図改訂に当たって幕府から弘前藩へ元禄図が渡された。これは正本の元禄陸奥国津軽領絵図ではなく、No.13のような短冊状の薄紙に写し取った絵図と考えられる。すなわち、No.13の元図は元禄陸奥国津軽領絵図⁴¹⁾と考えられ、元禄図の現存が確認できない現状では貴重な絵図である。このようにNo.13は、第一段階として元禄図を写し取り、第二段階として写し取った元禄図を懸紙によって修正された絵図である。

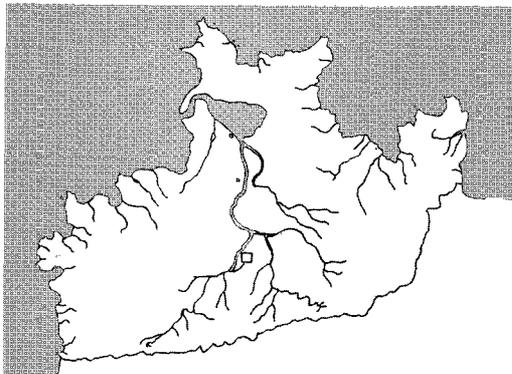
No.13に付された懸紙は元禄図写からの変動箇所⁴²⁾に施されており、①大筒臺場の新設、②橋の新たな架設、③村数の大幅な増加がみ



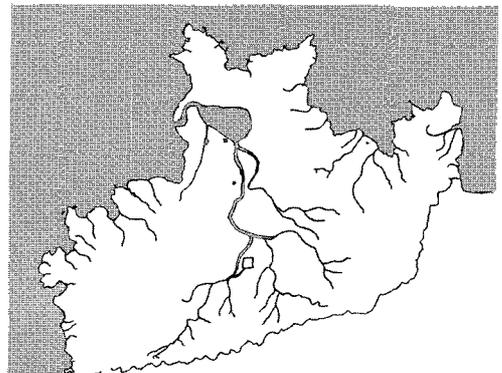
No. 2 陸奥国津軽郡之絵図 (正保)



No. 13 陸奥国津軽領絵図 (天保)



No. 14 陸奥国津軽領絵図 (天保)



No. 15 陸奥国津軽領絵図 (天保) (虫食い箇所あり)

図2 津軽領域の輪郭と河川流路の変化

(接合のズレは適宜修正、絵図のためスケール省略、絵図番号は表1に対応)

られる津軽平野，などの箇所である。懸紙を使わず絵図に直接加筆して訂正した箇所は，①河川の流路変更や街道の新設，②津軽平野部以外の村の新設，③元禄期から存続する村の村名変更・位置変動などの事例である。また，すべての村形の上に合点がみられ，No.13は天保図改訂にあたり弘前藩が最初に作成した絵図と推定される。すなわち元禄図写からの流路の変更（図2），及び村形の移動・新配置が完了したNo.13を除くNo.14～16の絵図ではこれらの修正を行っていない。

No.13の懸紙で示された事項は，No.14では絵図に直接朱筆で記入されている。橋の新設は朱字と同時に図像としても描かれている。また，No.14の絵図は，他の下図にはみられない金銀産出情報が記入されている点でも注目される。例えば，「湯之沢高山」は清繪

図にも情報が記載されていないが，No.14のみに「湯ノ沢銀山近年銀出申候」と記載されている。天保4年10月27日の記録⁴²⁾によれば，「御国碓ヶ関山中湯之沢銀山近来出方相進候ニ付，銀坐へ御買上之儀，当六月十四日御勘定奉行より御差図相済候。後，年々二百貫目以上出銀相成可申間，……」とあり，No.14の絵図は当時の状況を反映していると言える。ただし，「銀山」は，No.14の下図とNo.17の清繪図において「伊良川銀山近年銀出申候」と記載されており，No.13では懸紙が剥落した可能性もある。しかし，No.14作成後に描かれたと思われるNo.15，16には，自藩にとって有利なように弘前藩が意図的に金銀産出情報を記載しなかったと考えられる。下図で意図的に削除した金銀産出情報が清繪図において突然現れるのは，絵図提出後

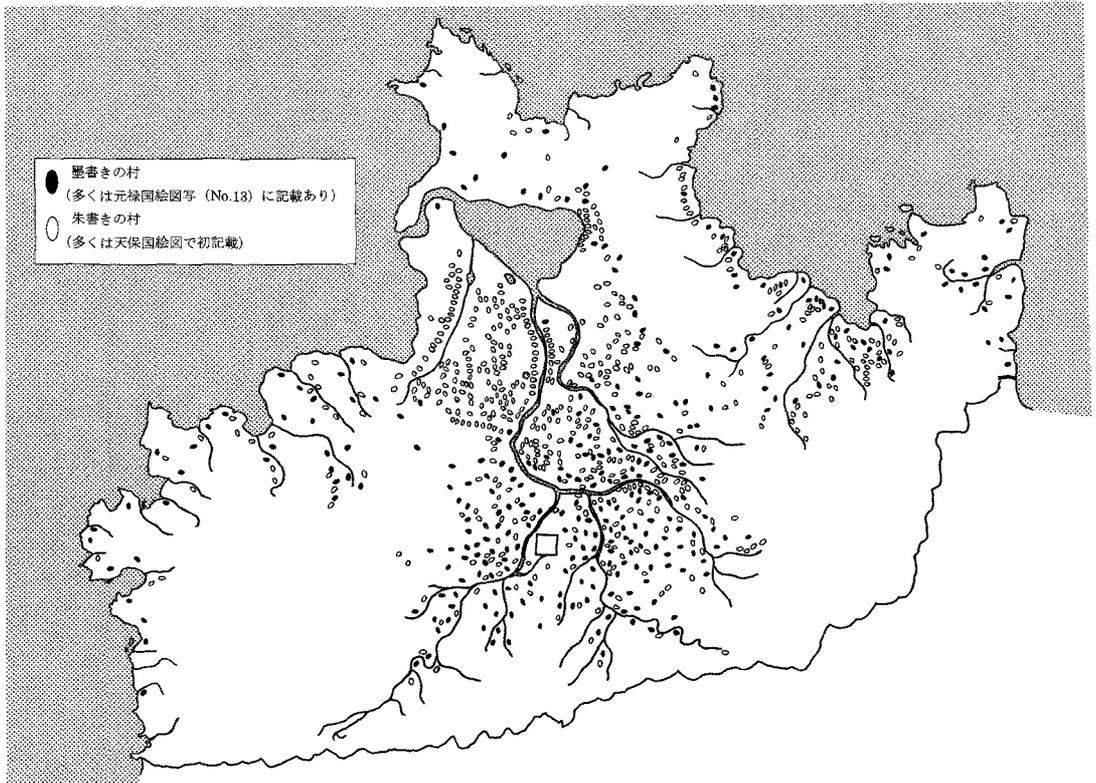


図3 陸奥国津軽領絵図 (No.14) における墨書きの村と朱書きの村の分布
陸奥国津軽領絵図 (No.14) より作成 (接合のズレは適宜修正，絵図のためスケール省略)

表3 天保陸奥国津軽領絵図における表現内容の異同

	小栗山新道	乳井通り	大筒臺場	青森
No. 13				
No. 14				
No. 15				
No. 16				
No. 17				
異同点	<ul style="list-style-type: none"> ・街道：太線，細線 ・一里塚の有無 	街道の分岐位置	記号の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・「大筒臺場」記載の有無、及び文字の拡大化 ・「非常出張陣屋」→「非常出張場所」へ

※1) 当初はこの箇所には「貞享二年石川が松前江之街道出来」の懸紙があったと思われるが、いつの頃から剥落したらしく、現在は同巻の余白部分に貼付されている。その隣に「石川之川橋=成沢石川迄之新道年月書文」の懸紙が貼付されている。絵図番号は表1に対応。(各絵図より作成)

に幕府との質疑応答によって金銀産出が明らかになったためであろう。

さらにこの絵図の最も注目すべき特徴は、村名が墨字と朱字の2色に分けられていることである(図3)。村名が朱色で表記された村は、主に新田村が大幅に増加した津軽平野に集中している。村名が墨字で表現された村は、主にNo.13において元禄図写にも表記されている村であることが多い。しかし、これらの色分けは元禄図写(No.13)に記載された村を墨字で、今回新たに記載する村を朱色で厳密に分類しているわけではない。本来は墨色で村名が記載されなければならない村であっても、元禄図写は異なる位置に描かれる場合や村名が変更された場合には、村名が朱字表記されるためである。しかし、こうした事例がすべて、必ず朱字表記されるとは限らず、No.13における懸紙修正が施されている部分を朱字表記しようとしたと考えられる。No.13では後年懸紙が剥落し、変動箇所がわからなくなる可能性があり、それを考慮してNo.14が作成された可能性もある。すなわちNo.14は、No.13で懸紙修正や直接情報を加筆・修正した部分を主に朱色で表し、元禄図写から変動のない箇所を墨で表した絵図と考えることもできる。

No.15はすべての村名が墨字で記載されている。この下図で特に注目される表現は、「大筒臺場」が文字記載に加えて記号化された点である(表3)。墨で四角く囲った内部を、黄色で着色している。また、新設の橋は描かれるだけで文字表記はなされていない。しかし、この絵図は誤記や書き漏らしと思われる表現が認められる点で異質である。例えば、他の絵図では「石之塔」と表記された箇所が「虹貝金山」と表記され、南部領との境川に面した一里

塚が描かれず、山名が記載されないなどの誤記や書き漏らしである。

No.16はNo.15と同様、「大筒臺場」が記号化されている。No.15にみられたような異質な表現や書き漏らしと思われるような表現はない。すべての村名が墨字で記されている。No.16は、「大筒臺場」の記号化が図られる点などにおいてNo.15と同様であり、No.16はNo.15の情報の記載漏れや誤記を正しつつも、No.15から新たに記載された情報を引き継いでいるといえよう。

以上、各絵図の様式・内容から下図における作成段階を図4のように想定することができる。下図3葉の段階は、①元禄陸奥国津軽領絵図と思われるものを描き、そこに天保期までの変動を懸紙によって示し、朱字や墨字

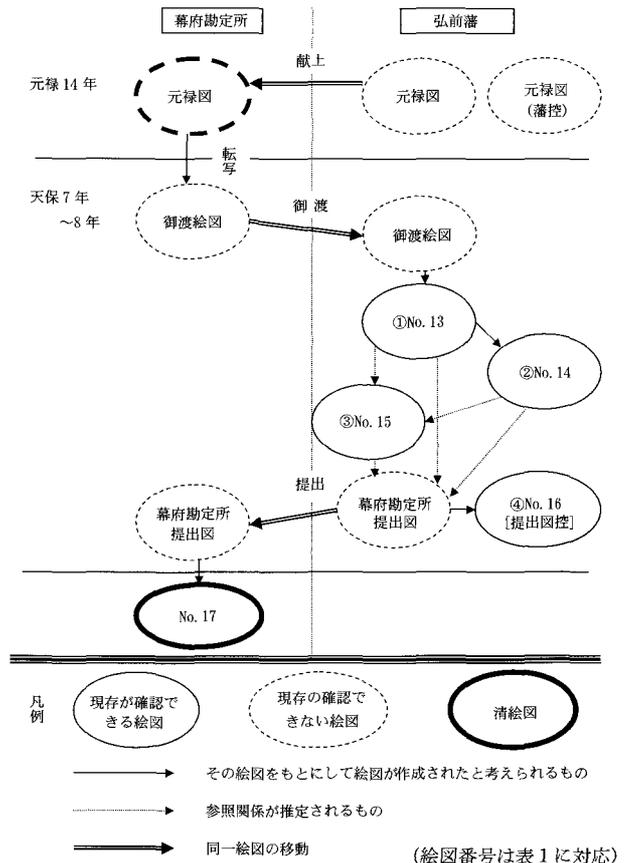


図4 天保陸奥国津軽領絵図の関係図

で修正を加えて描いた(No.13), ②変動した地形を修正し, 懸紙の内容を朱字で書き込み, 村名を朱字か墨字で表現した(No.14), ③欠落や誤記があるものの, 変動箇所を訂正した地形で描き, 朱字表記されていた箇所も墨字表記し, 「大筒臺場」を記号化した(No.15), ④記載情報や表現は③とほぼ同様であるが, 欠落や誤記が修正された(No.16), の4段階である。これら4葉の絵図は, 一部の表現内容を除いてほぼ同様の情報を有しており, 下図作成で弘前藩が重点を置いたものは, 一部の道路情報の修正, 及び沿岸に配置された「大筒臺場」の記号化であったと考えられる。

(3) 下絵図と清絵図における表現内容の相違

No.13~16までの下図3葉において異なる表現内容をNo.17の清絵図を含めた5葉の絵図によって検討する。例えば, 「大筒臺場」の数をみると, No.13, 14は深浦の大筒臺場が記載されていないのに対し, No.15と16では深浦は描かれているが, 青森の記載が欠落している。また, No.13, 14では文字記載のみであるが, No.15, 16においては文字記載とともに記号化を図っている(表3)。No.17においては, 下図にみられた書き漏らしはみられず, 天保当時津軽領内に設置されていたと思われる10ヵ所の大筒臺場が描かれている。No.17の大筒臺場に特徴的なのは, No.15, 16においてみられた視覚に訴える大筒臺場の記号が削除され, 文字記載のみになるとともに, 青森の「大筒臺場」の文字を他の大筒臺場の文字注記に比べて大きく記載している点である。

小栗山新道について, No.13では「貞享二年石川ノ松前江之街道出来」「石川之川橋ニ成訳石川迄之新道年月書文」の懸紙があり, 石川村から取上村までの羽州街道を示す太朱線の上に「此處作場道也」の懸紙とともに, 太

朱線を消すように朱線で楕円がいくつも描かれている(表3)。また, 石川村・大沢村・小栗山村を結ぶルートが細黒線で書き込まれている。No.14, 15では新道, 旧道ともに太朱線で描かれ, No.15に至っては新道の方に一里塚まで描かれているが, No.16ではNo.13での訂正通りに新道を太朱線で, 旧道を一里山も描き込みつつ細朱線を引いている。羽州街道のうち堀越村から弘前へと続く旧道は堀越街道と呼ばれ, 江戸初期の参勤交代の道であった。ところが貞享2年(1685), 堀越街道は通行差止めとなり, 石川村から小栗山を通り弘前へと向かう新道が参勤交代の道となった⁴³⁾。しかし, No.17では, 元禄図写(No.13)と同様に街道が描かれ, 新道は細朱線で結ばれているに過ぎない。もし, 提出図がNo.16に描かれた小栗山新道と同様に描かれていたとするならば, 幕府は弘前藩が提示した参勤交代の新街道を無視し, あえて元禄図通りに描いたことになろう。

さらに乳井通りの表現で比較するとNo.13は「丸ノ丸迄潰」と書き込まれ, 潰される始点と終点に丸が描かれており, 羽州街道から八幡館村を通る新たな乳井通りが墨線で描かれている。しかし, この訂正通りに描かれたのは, No.15, 17のみであり, No.14, 16は訂正される前の表現で描かれている。このように下図の初期段階では, 逆に訂正以前の情報に戻された例が見受けられる。なお, 元禄図写(No.13)には描かれたがNo.16には描かれていない表現としては, 「湯元」, 「津軽郡」の表記, 「御鳥屋林」などがある。

No.17は, No.13~16までの4葉の下図がほとんどの村と村を細朱線で結んでいるのに対し, 描かれる細朱線が選択された。また, 下図4葉には「蝦夷地非常出張陣屋」の文字記載のみであった三厩の「非常出張陣屋」の図像化, 元禄図写(No.13)にはみられなかった黒石に城郭表現がなされる。黒石の城郭表現の追加は, 文化6年(1809)に弘前藩の支藩

として成立したことによる。また、青森の「大筒臺場」の文字の拡大や三厩の「非常出張陣屋」の図像化は、北方における天保期の政治を反映した描写であろう。さらに、下図には描かれなかったが、元禄図に記載されていた山成亡所の村・「湯元」・「御鳥屋林」などを再び描くという元禄図の表現内容の復活がみられる。

以上のように、金銀産出情報、細朱線の選択、同名村における村高などは、津軽領内の情報を把握している弘前藩役人でなければ判断できない情報であり、下図を提出後も幕府勘定所と何らかのやり取りの上に清絵図が作成されたと考えられる。これらのことから、幕府勘定所に提出された絵図の写と考えられるNo.16は、写し間違いも想定できなくはないが、提出した絵図を正確に写したと考えられる。一方、清絵図は作成段階において幕府との交渉によって表現が変更されたと考えられる。また、一部の表現では例外がみられるが、段階を経て下図が作成されたことも確かであろう。これらの絵図の記載内容を詳細に比較検討した結果、弘前藩旧蔵の4葉ならびに清絵図は完全に一致するものはなく、いずれも互いに異なる点がある。幕府は弘前藩から絵図の提出を受けた後、弘前藩役人との質疑応答を行いつつ清絵図を作成したと考えられ、表現を元禄図のものに戻したり、新たに情報を付け加えたりしながら、弘前藩の提出図と同一ではない、幕府独自の判断を加えた天保陸奥国津軽領絵図を作成したことが明らかになった。

(4) 天保陸奥国津軽領絵図作成に対する弘前藩の意図

従来为天保図の研究によれば、幕府の方針は新たに絵図を作成させるのではなく、御渡絵図に懸紙を施して訂正し提出すればよかったとされる⁴⁴⁾。そうであるならば、非領国以外の掛藩では、図4の①～③のような提出図

に至るまでの下図を作成する必要はなかったはずである。

元禄郷帳から10年後の宝永8年に朱印改のための郷帳作成に関わった弘前藩の役人は、貞享郷帳と元禄郷帳の記載の一致を図るために苦慮した⁴⁵⁾。それは、貞享元年(1684)の朱印改時に総高244,307石6合、総村数534で提出した郷帳を元禄時には正保郷帳と大差ない総高103,095石1斗5升、総村数336で提出したために生じたものであった。結局、弘前藩では宝永8年の郷帳を総高242,353石6斗2升、村数529として提出している。この時の役人も元禄時になぜかかる方策が採られたのかは理解できないとしているように⁴⁶⁾、元禄陸奥国津軽領絵図・郷帳は元禄当時の現状を反映したものではなく、あくまで正保図・郷帳を踏襲して作成された。

弘前藩では、正徳3年(1713)に盛岡藩との藩境に位置する烏帽子山で争論が起こったほか、寛政7年(1795)には領分村々之内海辺附村々の書付とすでに幕府に提出した国絵図の記載が相違していたため、これを理由に幕府勘定所から糺されるという事態が起こった。これ以前、寛政5年(1792)には藩独自の判断で国絵図・郷帳の改訂を開始しており⁴⁷⁾、これらの事態は、官庫に納める公図としての国絵図の重要性和その改訂の必要性を弘前藩に認識させたと思われる。結果、弘前藩では天保図改訂事業を元禄に次ぐ正規の絵図改訂の機会と捉え、より現状を反映させた絵図作成を行おうとしたと考えられる。

V. おわりに

本研究では、弘前藩旧蔵の4葉の絵図と内閣文庫の清絵図の表現内容、ならびに国絵図に先立って改訂された郷帳・郷村高帳の検討を通して、天保図作成に対する弘前藩の意図とこれに対する幕府の対応を考察した。

天保陸奥国津軽領絵図下図と考えられる4葉の絵図は、記載されている大筒臺場や新田村の名などから天保図改訂に伴い作成された絵図といえる。現存が確認されている非領国以外の掛藩の天保図はいずれも幕府への提出図の控、あるいは提出後の加工を施した絵図である。これに対して、弘前藩旧蔵の4葉の絵図は、藩が幕府に絵図を提出するまでにどのような操作を行ったかを窺える貴重な史料である。弘前藩は大筒臺場をより視覚に訴えるように表現し、あるいは金銀産出情報を提出図に意図的に記載しないことで、自藩に有利な絵図を作成した。

しかし、弘前藩が吟味して作成した提出図の内容がそのまま清絵図に反映されたわけではなかった。清絵図には下図にはみられなかった新たな表現が加えられ、訂正が施されたにもかかわらず、元禄図写と同様に表記された場合がみられる。清絵図には弘前藩役人でなければ判断できない金銀産出情報や道情報なども含まれており、下図を提出後も幕府勘定所と何らかの質疑応答の上、清絵図が作成されたと考えられる。文字記載に加え、新たに非常出張陣屋が描かれた三厩や、大筒臺場の文字表記が大きく描かれた青森は、寛政期に幕府による上知が計画され、幕府からは「枢要之場所」⁴⁸⁾と認識されていた。このような認識を持つ幕府の手によって作成された清絵図は、弘前藩提出の絵図をもとにしたながらも、大筒臺場の記号を削除し、三厩の非常出張陣屋を画像化するなど、その意図を完全に払拭し、幕府の判断による天保陸奥国津軽領絵図へと変更されていくのである。

また国絵図提出以前に作成された郷村高帳と郷帳の村数の相違は、元禄郷帳以降に潰村になった2村を郷帳では「山成亡所」として数え上げたためである。当然のことながら、この差異は天保図にも反映され、郷帳における潰村2村は清絵図に村形で表現され、村形内に村名と村高を山成亡所と記されている。

天保図作成の前段階における郷帳改訂において潰村の照会は完了しているにもかかわらず、幕府は元禄図・郷帳に記載された村を基礎として天保図を仕上げようとしたことが窺える。

以上のように、天保期における非領国以外の掛藩における絵図作成の具体的な過程を、陸奥国津軽領絵図の表現内容の分析、ならびに郷帳との対応を通して明らかにした。弘前藩が作成した元禄陸奥国津軽領絵図の現存は確認できなかったが、弘前藩は自ら提出した元禄図に対して問題点を感じていたと考えられる。このため、天保図の改訂事業においては、元禄図に懸紙修正をすることをよしとせず、大幅な修正をして新たに絵図を作成し直して提出したのである。今後は、盛岡藩の事例を含め、北方における天保期の国絵図改訂事業の意義を考察することを課題としたい。

(神戸大学大学院・院生)

【付記】

本稿は、平成12年度茨城大学教育学部に提出した卒業論文の一部を修正・加筆したものである。御指導いただいた小野寺淳先生に御礼申し上げます。英文要旨は教育学部英語教育講座の平野道代先生に校閲していただきました。本稿をまとめるにあたり神戸大学文学部の長谷川孝治先生の御指導を賜りました。史料調査に際し、弘前市立図書館、青森県史編さん室、国文学研究資料館史料館をはじめとする所蔵機関各位の御厚意を賜りました。史料の所在は、福島県歴史資料館の阿部俊夫先生に御教示いただきました。また、青森県史編さん室の本田伸先生から資料の提供を受けました。本稿の一部は平成13年6月の歴史地理学会大会(於・道都大学)で発表し、貴重な御助言をいただきました。記して心より謝意を表わします。

国立公文書館では全国の天保国絵図の撮影を行い、平成15年3月よりカラーフィルム版を公開した。脱稿後であったため、本文への追記はせず、ここに付記する。

〔注〕

- 1) 川村博忠『国絵図』, 吉川弘文館, 1990, 14~22頁。
- 2) ①大塚英明「内閣文庫保管国絵図, 郷帳管見」, 三浦古文化33号, 1983, 19~38頁。②長澤孝三「国立公文書館内閣文庫所蔵国絵図・郷帳の重要文化財指定について」, 北の丸16号, 1984, 9~44頁。
- 3) このような天保図の控図の現存は東京大学史料編纂所の調査に管見のものを加え, 陸奥国南部領, 陸奥国福島領, 陸奥国白河・二本松・三春領, 出羽国庄内領, 上野, 加賀, 能登, 越前, 越中, 越後, 信濃, 近江, 大和(部分), 因幡, 伯耆, 周防, 長門, 肥前(部分), 日向, 薩摩国絵図の21ヶ国を確認している。
- 4) 福井保「内閣文庫の国絵図について」, 北の丸創刊号, 1972, 39~49頁。福井保『天保国絵図武蔵国』別冊解説, 勉誠社, 1975, 1~10頁。福井保「内閣文庫所蔵の国絵図について(続)」, 北の丸10号, 1978, 3~23頁。
- 5) 海野一隆「天保国絵図の仕上げ費用」, 月刊古地図研究9巻5号, 1978, 119~125頁。
- 6) 川村博忠『江戸幕府撰国絵図の研究』, 古今書院, 1984, 245~279頁。
- 7) ①藤田覚「天保国絵図の作成過程について」, 東京大学史料編纂所報第15号, 1980, 22~36頁。②藤田覚「国高と石高-天保郷帳の性格-」, 千葉史学4号, 1984, 86~109頁。
- 8) 小野田一幸「天保郷帳-国絵図の改訂調査とその問題-近江国を事例に-」, 千里山文学論集第39号, 1989, 1~26頁。
- 9) 杉本史子「天保郷帳-国絵図改訂事業の基礎過程」, 人民の歴史学106号, 1990。杉本史子『領域支配の展開と近世』, 山川出版社, 1999, 196~223頁に所収。
- 10) 福島雅蔵「天保国郷帳-国絵図の調進と在地村落-御三卿上方領を中心として-」, 花園史学17, 1996, 21~68頁。福島雅蔵「河内国天保郷帳-国絵図の調進-村方史料を中心として-」, 地方史研究281, 1999, 34~59頁。
- 11) 千川明子「天保上野国絵図控図の記載内容について」双文8, 1991, 49~101頁。
- 12) 文書史料と絵図がともに確認されている例としては, 加賀・能登・越中を担当した金沢藩や越後国の掛藩の一つである新発田藩がある。
- 13) 清絵図のNo.17は写真撮影が行われており, 文字の判別がほぼ可能な白黒6分割ダイレクトプリントを入手できる。
- 14) 全国の国絵図の所在リストである国絵図研究会作成のデータベースによる。国絵図研究会作成のデータベースは, 茨城大学教育学部の国絵図研究会事務局で閲覧させていただいた。
- 15) ①青森県立郷土館調査研究年報第24号, 2000, 39~57頁。②青森県立郷土館調査研究年報第25号, 2001, 29~50頁。青森県史だより第7号, 1999, 1~5頁。本田伸「近世の北奥と藩領域-八戸藩・盛岡藩境絵図の検討を通して-」, 弘前大学国史研究第105号, 1998, 54~69頁。本田伸「弘前藩「御絵図目録」の発見とその意義」, 弘前大学国史研究第110号, 2001, 39~55頁などが挙げられる。
- 16) 史料館に移管された津軽家文書は, 2度の焼失を免れて国元の「二の丸御宝蔵」に納められていたものが, いつの時代にか江戸の藩邸に運ばれ今日に至ったものと考えられている。史料館, 『史料館収蔵史料目録第十二集』, 1966, 100頁。
- 17) No.15を最終版とする点や大筒臺場と遠見番所の記述を取り違えている点, 文化の高直りにより村高記載がなくなるとする点などである。前掲15) ②31頁。
- 18) 青森県文化財保護協会, みちのく双書第八集『津軽歴代記類 下』, 1959, 47頁。
- 19) 「海辺通武器備調帳」, 文化5年2月, 史料館蔵。
- 20) 前掲18) 83頁。ここに記された村は開発されたうちの一部分である。個々の村が開発された年月日は記載されていない。
- 21) 前掲1) 171~172頁。
- 22) 浅倉有子「津軽藩の郷帳について-宝永八年朱印改時の郷帳を中心として-」, 弘前大学国史研究第73・74号, 1982, 15~46頁。

- 23) 「陸奥国津軽郡一圓伊達郡之内郷村高帳」，天保五甲午十二月，乙 6 - 459，弘前市立図書館蔵。
- 24) 前掲7) ②87頁。
- 25) 「陸奥国津軽郡一圓伊達郡之内郷村高帳」，天保五甲午十二月，TK342- 4，弘前市立図書館蔵。
- 26) 史籍研究会編『天保郷帳（一）』（内閣文庫所蔵史籍叢刊55），汲古書院，1984，509～523頁。
- 27) 前掲22) 26～27頁。
- 28) 「御国高郷村帳調方決書」，天保六乙未年三月，TK342- 4，弘前市立図書館蔵。
- 29) 干川は元禄図に記載されている村でも，天保郷帳で確認できない新村・改名村等があることを示している。これは，国絵図に記載されても，元禄郷帳に記載されない村などではないかと考えられる。
- 30) 藤田は，天保郷帳の村高，郡高，国高は元禄郷帳高，拝領高を固定し，それに新田高・改出新田高等を加えた石高であるとしている。前掲7) ②92頁。
- 31) 天保越前国絵図控図の事例からも先に完成していた郷帳と国絵図の一致を図ったと思われる。福井県編集『福井県史 資料編16 上』，福井県，1990，16頁。
- 32) 弘前藩庁における寛文元年より慶応4年に至る約200年間の記録で，原題は「日記」。弘前城中の記録と江戸上屋敷の記録の2種類があり，それぞれ「御国日記」「江戸日記」と称している。
- 33) 前掲9) 196～223頁。
- 34) 前掲7) ①32頁。
- 35) 前掲9) 207頁。対馬藩，薩摩藩以外の藩の指令年月も記載されている。
- 36) 岩手県立博物館『絵図にみる岩手』，1994，84頁。
- 37) 「御国絵図記録」，天保，宮城県立図書館蔵。
- 38) 前掲32) 「江戸日記」天保5年12月23日の一条など。
- 39) 盛岡藩の文書からも弘前藩が天保8年8月までには提出を済ませていたことがわかる。前掲36) 155頁。
- 40) 前掲2) ①32頁。②23頁。
- 41) No.13には，享保期以降に削除されたと思われる夏泊半島の状村が描かれていない。前掲15) ②33頁。
- 42) 前掲18) 103頁。
- 43) 長谷川成一編『津軽・松前と海の道』，吉川弘文館，2001，35頁。『津軽歴代記類』によってもそのことが確認できる。
- 44) 前掲7) ①28頁。
- 45) 前掲22) 20～22頁。
- 46) 前掲22) 21頁。
- 47) 羽賀與七郎「津軽沿岸地方の上知問題と国絵図改正」，弘前大学国史研究第7号，1957，18～33頁。
- 48) 「海国御防備ニ付領内ニ御奉行所御建一件請書」など，寛政期，津軽家文書（22B23Y26 K-1），史料館蔵。

Content Analysis of Pictorial Maps of Tsugaru fief,
Tempo Mutsu Province and *Gocho*

OZAKI Kumiko

The *Edo* Shogunate repeatedly asked many *daimyos* to submit pictorial maps and *gocho* of their province. Although 83 *Tempo* pictorial maps including 119 duplications are preserved, its research is limited for the following reasons. 1) *Tempo* pictorial maps submitted by *daimyos* were simple in style, putting *kakegami* on *Genroku* pictorial maps. 2) The developing process of *Tempo* pictorial maps was not evident. 3) *Tempo* pictorial maps are categorized as an important cultural property of Japan. This paper investigates *Tsugaru* fief which has most identifiable pictorial maps of *Tempo Mutsu* province. It aims at clarifying the shogunate's reactions and intentions of the *Hirosaki* clan about creation of *Tempo* pictorial maps. I will examine the iconographic image, written contents and historical records of *Tempo* pictorial maps in comparison with the originals in Cabinet Library.

Through examination of the originals, 17 pieces seemed to be created as a result of revised project by the *Edo* Shogunate. Among them, 4 pieces were identified as revised edition of *Tempo* pictorial maps because of "large pipe battery" and the name of a rice-field town. Four stages were identified for each pictorial map in terms of the style and the contents. The 4 pieces contain identical information with some exceptions. These findings reveal two intentions of the *Hirosaki* clan. 1) They expressed large pipe battery visually appealing. 2) They excluded gold-and-silver productions in order for their prosperity.

The contents that the *Hirosaki* clan prepared were not directly reflected in the original. In spite of new additions and some revisions to the originals, copying technique of *Genroku* pictorial maps can be observed. The originals contain information only the *Hirosaki* clan officials can recognize. In other words, the original maps were created based on pictorial maps submitted by the *Hirosaki* clan. Then, the originals were changed into pictorial maps of *Tsugaru* fief, *Tempo Mutsu* province, by the judgment of the shogunate.

Key words: Pictorial map of province, *Tempo*, the *Hirosaki* clan, *Tsugaru*, *Gocho*